

関係事業主 各位

一般社団法人 松本労働基準協会

職長教育（製造業等）

【開催のご案内】

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職長等に就くことになった者に対して、事業者は法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならない旨規定されております
当協会では事業主に代って、法令に基づく職長教育（製造業等）を下記の通り実施いたします。
この機会に下記関係者が受講され、安全衛生管理が行われますようご案内申し上げます。

【職長教育を行わなければならない業種（労働安全衛生法施行令第19条）】

- (1) 建設業（※職長・安全衛生責任者教育を別途開催しておりますので、そちらをご受講願います。）
(2) 製造業 ただし次に掲げるものを除く。
 i. たばこ製造業
 ii. 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）
 iii. 衣服その他の繊維製品製造業
 iv. 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
(3) 電気業 (4) ガス業 (5) 自動車整備業 (6) 機械修理業

※食料品製造業、新聞業、出版業、
製本業及び印刷物加工業が
新たに職長教育の対象になりました。

【教育の対象となる「職長等」とは】

職長、班長、組長、リーダー等常に現場にいて、直接労働者の作業の進め方を指導、監督する立場にある者をいい、第一線の現場監督者がこれに当たります。一般にこのような立場にある人は職長と呼ばれていますが、名称にかかわらず、実際にそのような立場に就くこととなった人は教育の対象となります。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います。

開催日時	令和 7 年 10 月 29 日（水）・30 日（木）			8 時 40 分受付開始・9 時開講（両日）
会 場	松本安全衛生センター（松本市神林 7107-55）			
締切日	10 月 15 日（水）	定 員	70 名	定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

2. 申込先 一般社団法人 松本労働基準協会 （松本市大字島内 3427-51）
TEL：0263-40-3600 FAX：0263-48-1388
3. 受講料 労働基準協会 会員事業場在籍者 13,200 円（本体 12,000 円 消費税 10% 1,200 円）
上記以外の受講者（会員外） 16,500 円（本体 15,000 円 消費税 10% 1,500 円）
4. テキスト代 職長の安全衛生テキスト（中災防） 880 円（本体 800 円 消費税 10% 80 円）
5. 修了証 所定の時間を受講した方に対し修了証を交付いたします。

6. 講習科目・時間・講師

	講習科目・範囲	時間	講師
1 日 目	オリエンテーション	8:55～	労働安全衛生コンサルタント 馬場 孝幸 氏
	1.職長の役割 2.作業手順の定め方 3.労働者の適正な配置の方法	9:00～11:00 (2時間)	
	4.指導及び教育の方法 5.作業中における監督及び指示の方法	11:00～12:00 13:00～14:30 (2.5時間)	
	6.危険性又は有害性等の調査の方法 7.危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置（リスクアセスメント）	14:30～17:00 (2.5時間)	
	8.設備、作業等の具体的な改善の方法	9:00～10:30 (1.5時間)	
2 日 目	9.異常時における措置 10.災害発生時における措置	10:30～12:00 (1.5時間)	
	11.作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 12.労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	13:00～15:30 (2.5時間)	
	修了式	15:30～（予定）	

※都合によりカリキュラムおよび講師が変更することもあります。

お昼休憩は 12:00～13:00 となります。

7. 受講上の留意事項

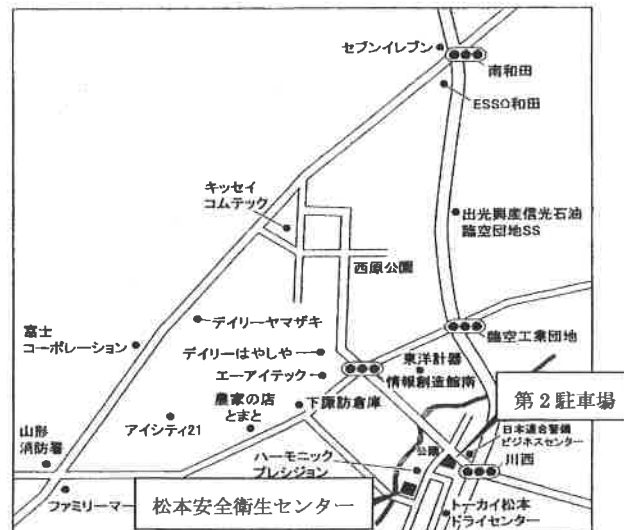
- (1) 受講票、筆記用具を必ずご持参ください。（昼食は各自ご用意ください。）
- (2) 申込み後の取消しは【10月21日】までとし、その後の取消しおよび欠席者には原則テキストのみお渡しし、受講料はお返しできませんので予めご了承ください。なお、【10月21日】以降に受講申込みされた方および申込書の記載内容に不備があった方には修了証を後日発送いたします。（郵送料 460 円ご負担いただきます。）

～ 会場案内図 ～



所在地：松本市大字神林字小坂道7107-55
(松本臨空工業団地)
電 話：0263-40-4411

松本インターより8km、塩尻北インターより7km
タクシー：JR松本駅より約25分、平田駅より約20分
アルピコ交通バス
：臨空工業団地入口下車 徒歩20分



第1駐車場が満車の場合は第2駐車場へ駐車して下さい。

令和 7 年 10 月 29 日・30 日 会場：松本安全衛生センター

職長教育（製造業等） 受講申込書

※誤字のないよう、楷書にて記載をお願いいたします。受講申込書に誤りがある場合は、修了証の再送付代として郵送料金（¥460-）をご負担いただきますので、予めご了承ください。

フリガナ			※協会名	※受講 No.
氏 名			松本	
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生			
現 住 所	〒			
労働基準協会会員関係 (該当を○で囲んでください)		会員 ・ 会員外		
※講習会当日の緊急連絡先（携帯番号など）をご記入ください。			〒	
上記の通り申し込みます。 令和 年 月 日 〒				
事業場所在地		申込担当者所属		
事業場名		申込担当者氏名		
事業主職氏名		TEL : ()		
		FAX : ()		

※ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法に基づく講習会等の実施・修了証交付目的以外には使用せず、当協会が責任をもって管理致します。

受講者氏名を記入し、切り取らないでください。

職長教育（製造業等） 受講票

※初日は 8 時 55 分からオリエンテーションを行います。

協会名	受講No.	受講者氏名	講習月日	令和 7 年 10 月 29 日・30 日
松本			講習場所	松本安全衛生センター (松本市神林 7107-55)

※8 時 40 分より受付開始いたします。

※当日遅れる場合は、(一社) 松本労働基準協会 (TEL : 0263-40-3600) へ
ご一報ください。

1 日目	2 日目